

区民スポーツまつり連携事業 スポーツ体験会「Let'sラグビー」

## キャノンイーグルスの選手と 楽しいラグビー体験

ながともようじ  
永友洋司さん(ラグビー元日本代表)、チームメンバーと一緒にラグビー体験。ラグビーの迫力とスピード感を肌で感じて、熱い時間を過ごそう！

対区内在住・在学の小学生 日 10月11日(日)午前10時～正午  
会 大田区総合体育館 定 先着100名 ※上履き、タオル持参  
申 問合先へ電話かFAXかEメール(記入例参照。学校名、学年も明記)。  
9月25日締め切り  
問 (公財)大田区スポーツ協会 ☎5471-8787 FAX5471-8789  
E otataiky@wf7.so-net.ne.jp




## 受講者募集 おおた区民大学

詳細は区HPかチラシ(特別出張所、文化センター、図書館で配布)をご覧ください。

区内在住・在勤・在学の方  
申 問合先へ往復はがき(記入例参照。希望日、手話通訳・要約筆記①は保育(おおむね1歳6か月以上の未就学児先着6名)希望はその旨も明記)。電子申請も可。9月15日必着  
問 地域力推進課区民協働・生涯学習担当(〒144-8621大田区役所)  
☎5744-1443 FAX5744-1518

①【じんけんカフェ】  
現代につづく「見えない」差別  
～ソーシャルインクルージョンの視点から～  
日 10月22・29日、11月12日(休)午前9時45分～11時45分  
11月5日(休)午前9時45分～11時45分 「かくて差別はつづく～部落差別は今も～」公開講座  
会 入新井集会所 定 抽選で20名(公開講座は30名)

②【生涯学習人材育成講座】生涯学習相談員になろう(基礎編)  
日 11月10日(火)午後1時30分～3時30分 「学びとはなにか～社会教育・生涯学習概論～」公開講座  
11月17・24日、12月1・8日(火)午後1時30分～4時  
会 消費者生活センター(公開講座は区役所本庁舎2階)  
定 抽選で15名(公開講座は30名)



詳しくは区HPへ

体を動かしませんか？

## 75歳以上のいきいきシニア体操

区内在住の75歳以上で、医師から運動制限を受けていない方  
定 先着各10名(★は20名)  
申 問合先へ往復はがき(記入例参照。生年月日、希望会場も明記)。  
9月14日必着  
問 高齢福祉課高齢者支援担当 ☎5744-1624 FAX5744-1522



会場	曜日	時間	初回開催日	申込先
大森高齢者在宅サービスセンター	火	午後2時～3時	10月6日	下丸子高齢者在宅サービスセンター (〒146-0092) 下丸子4-25-1
特別養護老人ホーム馬込	水	午前10時～11時	10月7日	
たまがわ高齢者在宅サービスセンター	木		10月8日	
糀谷高齢者在宅サービスセンター			10月9日	
蒲田高齢者在宅サービスセンター			10月9日	
六郷地域力推進センター ★	月		午前10時30分～11時30分	10月5日
セントラルウェルネスクラブ大森店	水	午前10時～11時 午後2時～3時	10月7日	(〒144-8621) 大田区役所
東急スポーツオアシス雪谷店			10月28日	
ティップネス蒲田店			10月28日	

## 9月1日は防災の日 地震や風水害などの災害から いのちを守るために

### ハザードマップを確認しましょう

8月にハザードマップなどを区内全世帯に配布しました。いざというときに落ち着いて行動ができるように、ご自宅の災害リスクを確認し、避難先や避難方法について、あらかじめ家族で相談しておきましょう。



### 家庭でできる減災対策

地震の発生に備え、家具の転倒防止対策をしましょう。また、大雨による浸水から家屋を守るために、日頃の点検や土のう・水のうの準備をしておきましょう。



### 最低でも3日分の備蓄を

災害時も自宅が安全なら、住み慣れたところで生活を続けることが一番です。普段購入している食料品などを多めに買い置きするなど、最低でも3日分の水や食料などを備蓄しましょう。



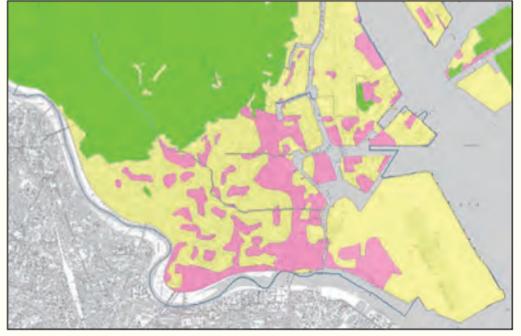
問 防災危機管理課普及担当 ☎5744-1611 FAX5744-1519

### 液状化に注意

～お住まいの地域の液状化の可能性は～

地震の揺れで液状化が発生すると、家が傾く、地下の設備配管が破損するなどの被害が生じる場合があります。液状化の発生しやすい場所や対策方法などの情報、地盤資料は区HPでご覧いただけます。詳細はお問い合わせください。

区内の液状化予測図



液状化の可能性が高い地域 液状化の可能性がある地域 液状化の可能性が低い地域

問 建築審査課構造審査担当 ☎5744-1389 FAX5744-1557



▲詳細はコチラ

## 人権問題への理解を深めましょう

### 性暴力は人権侵害です

望まない・同意のない性的な行為は、全て性暴力です。年齢、性別にかかわらず、夫婦や恋人、身近な人の間でも起こります。

性暴力は、人としての尊厳を著しく踏みにじる人権侵害です。性犯罪の被害者は、精神的なダメージから被害に遭ったことを誰にも相談できなかったり、勇気を出して相談しても、周囲の心無いうわさや偏見により二次被害を受けたりすることもあります。

●子どもたちを性犯罪から守る

近年、インターネットやスマートフォンの普及により、子どもたちが性犯罪に遭う事件が増えています。大人は子どものサインを見逃さないようにしましょう。

もし子どもが被害に遭ったことを知ったときは、子どもを叱らず、被害を受けた子どもは悪くないと伝えましょう。そして、専門機関や警察、学校などに相談するなど適切な対応を心がけてください。

●性暴力・性犯罪の被害に遭ったときは

下記の電話相談窓口では、「誰にも相談できない」「どうしたらよいか分からない」などの不安や悩みに寄り添い、必要に応じた支援や相談を行っています。秘密は厳守されますので、安心してご相談ください。

警視庁性犯罪被害相談電話  
短縮ダイヤル番号 # 8103 (24時間対応)

東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター  
性暴力救援ダイヤルNaNa ☎5607-0799 (24時間365日受付)

問 人権・男女平等推進課人権・同和対策担当 ☎5744-1148 FAX5744-1556